

大阪行動指針

第1部 自由化及び円滑化（注1）

A節：一般原則

以下の一般原則は、先進工業メンバーについては遅くとも2010年までに、開発途上メンバーについては2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するための行動指針に基づくAPECの自由化及び円滑化の過程全体に適用される。

1. 包括性

APECの自由化及び円滑化の過程は、包括的であり、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するに当たってのすべての障壁を対象とする。

2. WTO整合性

APECの行動指針に関連してとられる自由化及び円滑化の措置は、WTO整合的である。

3. 同等性

APECメンバーは、それぞれのメンバーがすでに達成した自由化及び円滑化の全般的な水準を勘案し、貿易及び投資の自由化及び円滑化の全体としての同等性を確保するよう努める。

4. 無差別

APECメンバーは、貿易及び投資の自由化及び円滑化の過程において、無差別の原則を二国間及び多国間のメンバー間で適用し又は適用するよう努める。

アジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化の成果は、APECメンバー間の障壁のみならず、APECメンバーと非APECメンバーとの間の障壁をも実際に削減することである。

5. 透明性

各APECメンバーは、アジア太平洋地域における開かれた、かつ、予見可能な貿易及び投資環境を創出し維持するため、APECメンバー間の物品、サービス及び資本の流れに影響を与えるそれぞれの法律、規則及び行政手続の透明性を確保する。

6．スタンスティル

各APECメンバーは、保護の水準を高める効果を持ち得る措置をとることを控えるよう努力することにより、着実かつ漸進的な貿易及び投資の自由化及び円滑化の過程を確保する。

7．同時開始、継続的過程及び異なるタイムテーブル

APECメンバーは、自由化、円滑化及び協力の過程を同時にかつ遅滞なく開始し、自由で開かれた貿易及び投資という長期的目標を達成するため、各メンバーが継続的かつ実質的に貢献する。

8．柔軟性

APECメンバー間の異なる経済発展段階及びそれぞれのAPECメンバーにおける多様な状況を考慮し、かかる状況より生ずる諸問題を取り扱うに当たり、自由化及び円滑化の過程において柔軟性が認められる。

9．協力

自由化及び円滑化に貢献する経済・技術協力は、積極的に追求される。

10．有用性、漸進性、有効性

APECはエコノミーと人々に対し実質的な利益をもたらし、新たに出現する問題に取り組む上でリーダーシップを発揮する必要があり、これが、持続的な経済成長及び発展に影響を与え、重要な進展と変化をもたらす。

(注1) 自由化及び円滑化は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という我々の目標を達成するに当たり不可分な性質を有することにより、この部では一体として取り扱われる。この部で取り扱われる経済・技術協力は、自由化及び円滑化を直接支援するものである。

B節：自由化及び円滑化のための枠組み

ボゴール宣言に謳われている目標の達成に向けたAPECの自由化及び円滑化の過程は、

- a．個別のAPECメンバーによる行動、
- b．APECのフォーラムによる行動、
- c．多角的なフォーラムに関連するAPECの行動

より成り、用意ができていないAPECメンバーが協力のための措置を開始し、実施していくとともに、未だ用意ができていないメンバーが後日これに参加することを認める。この過程は、一般原則に従って取り進められ、C節に列挙されている分野を対象とする。

行動の過程

準備

行動計画は大阪経済首脳会議の後、直ちに提出された。行動計画の全般の実施は1997年から開始された。行動計画は、C節に示された目的の達成に向けた措置を具体的に示すものであり、分野毎のガイドラインに沿ってとられる協調的自主的行動及び共同行動の双方を含む。行動計画には、短・中期的措置については個別かつ具体的な詳細が時間的枠組みとともに記載され、先進メンバーについては2010年、途上メンバーについては2020年に向けての基本的方向性を示す。

協議

APECメンバーは、大阪経済首脳会議の後、直ちに行動計画の策定についての非公式協議を開始した。首脳は、この協議の過程は、行動計画の準備の進捗状況に関する情報交換を促進するための、信頼醸成的性質を持つ継続的な共同努力であり、透明性を確保し、各行動計画の同等性の達成に向けて貢献するものであることに合意した。この過程は、意義のある実質的な行動計画を結果として策定することに資する。

提出

各APECメンバーは、年次閣僚会議に対し、評価のために行動計画を提出する。

レビュー

行動指針の原則、目的及びガイドラインに従った行動計画の実施の進捗状況を評価するため、レビューが行われる。関連する各APECフォーラムは、それぞれの分野についてレビューを実施し、それについての報告書を高級実務者会合(SOM)に提出する。高級実務者会合は、APECメンバーの行動の全体的な進捗状況をレビューし、毎年開催される閣僚会議にレビューのため報告を提出する。これらのレビューの結果は、行動計画の更なる策定に貢献するため、継続的な協議の過程にフィードバックされ、APECのフォーラムの活動に反映される。

改訂

行動計画は継続的に更新される性質のものであるので、これらの改訂は、協議の過程及びレビューにより確立される漸進的かつ動的な仕組みを通じて行われ、その結果は、行動計画の継続的で自主的な改善に反映される。また、行動計画は、ガイドライン及び共同行動の拡大及び改善に従って、適切な場合には改訂される。

並行的な活動

APECのフォーラムは、APECの自由化及び円滑化の過程の進展に従って、

各分野におけるガイドライン及び共同行動の拡大及び改善を提案する。その際、他の国際的なフォーラム、特に世界貿易機関(WTO)における進展が考慮され、適切な場合には、活用される。C節に当初より規定されている分野に追加的な分野を含めることを検討することができる。以上についての提案は、閣僚会議に提出される。

貿易投資委員会(CTI)、経済委員会(EC)、作業部会を含むAPECのフォーラムは、APECの活動の効率性を高めるため相互に協力しつつ、直ちにC節に概要が記述されている作業を開始する。追加的な下部部会の設置を必要に応じ検討することができる。上記の過程において、APECのフォーラム間の作業の重複は避けられるべきである。

APECの各フォーラムは、進捗状況に関する年次報告を高級実務者会合に提出する。高級実務者会合は、この進捗状況をレビューし、年次閣僚会議にレビューのために報告を提出する。他の関連するAPECの大臣会合による作業は、然るべく認識されるべきである。

多角的行動

APECメンバーは、多角的な交渉に積極的かつ前向きに参加すること、及びWTOの下で共同のイニシアティブをとる可能性を探求することによって、率先して開かれた多角的貿易体制を強化し、世界的な自由化への勢いを高めていく。APECメンバーはかかる多角的活動の成果を十分に考慮する。

全体のレビュー

行動指針は、他の国際的なフォーラム、特にWTOにおける進展を考慮しつつ、APECにおける自由化、円滑化及び協力の全体的な進捗に基づき、必要に応じ改訂及び改善され得るものである。

C節：個別分野の行動

APECメンバーは、一般原則に従って、個別分野において設定された目的を達成するため、個別分野において以下の行動をとる。自由化及び円滑化の過程において、前進のためのパートナー(PFP)を含む様々な手段を通じて、経済・技術協力が積極的に追求される。

1. 関税(注2)

目的

APECメンバーは、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易を達成する。

- a. ボゴール目標が完全に達成されるまでの漸進的な関税の引下げ、及び
- b. APECメンバーの各々の関税制度の透明性を確保すること。

ガイドライン

各 A P E C メンバーは、

- a . 上記の目的を達成する過程において、A P E C 域内の貿易動向、経済的関心、並びにこの過程がアジア太平洋地域の貿易・経済成長及びニュー・エコノミーの発展に好影響を与え得る産業に関連する部門又は産品を考慮に入れる、
- b . 関税の漸進的引下げが、不当な措置の適用により損なわれないことを確保する、及び
- c . サブ・リージョナルな取決めの結果生じる関税の引き下げ及び撤廃による利益を、すべての A P E C メンバーに対し自主的に供与することを検討する。

共同行動

A P E C メンバーは、

- a . W T O 統合データベース及びその他の A P E C のデータベースの迅速な提供及び更新に参加し、これらを確保する、
- b . W T O 統合関税データベースに関する W T O 事務局を含め、適切な場合には、国際機関と協議しつつ鉱工業産品の交渉に関するセミナー及び / 乃至ワークショップのアレンジを行う、
- c . 地域取決めにおける関税の引下げ及び撤廃の形態から得られる教訓を研究する、及び
- d . W T O 非加盟国による W T O 情報技術製品関税撤廃合意 (I T A) の規定の採用を含み、全エコノミーの I T A への加入を奨励する。

(注 2) ここにいう「関税」とは、輸出入関税及び関税割当を指す。

2 . 非関税措置 (注 3)

目的

A P E C メンバーは、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易を達成する。

- a . あり得べき貿易歪曲性を最小化するために、漸進的に非関税措置を可能な限り最大限削減すること、
- b . W T O メンバーに関し、
 - ・ W T O 諸協定に非整合的なあらゆる措置の撤廃
 - ・ W T O 諸協定の完全な遵守
- c . A P E C メンバーの各々の非関税措置の透明性を確保すること。

ガイドライン

各 A P E C メンバーは、

- a . 非関税措置の漸進的削減の過程において、A P E C 域内の貿易動向、経済的関心並びにこの過程がアジア太平洋地域の貿易・経済成長及びニュー・エコ

ノミ-の発展に好影響を与え得る産業に関連する部門又は産品を考慮に入れる、

- b. 非関税措置の漸進的削減が、不当な措置の適用により損なわれないことを確保する、及び、
- c. サブ・リージョナルな取決めの結果生じる非関税措置の削減及び撤廃による利益を、すべてのAPECメンバーに対し自主的に供与することを検討する。
- d. ニュー・エコノミー及び市場機能の強化を促進する措置の上記目的との一致を確保する。

共同行動

APECメンバーは、

- a. 非関税措置に関する情報を、将来のAPEC関税データベースに盛り込むことを追求し、非関税障壁として認識されている措置のリスト及びこれらの障壁の影響を受ける産品のリストを作成する、
- b. 非関税措置の漸進的削減がアジア太平洋地域における貿易及び経済成長に好影響を与え得る産業、又は早期の自由化に関し、域内産業による支持が存在する産業を特定する、
- c. 輸出補助金を、廃止するとの観点から漸進的に削減する、
- d. 不当な輸出の禁止及び制限を廃止し、また、いかなるそのような新規の措置もとらないよう努める、
- e. 非関税措置に関する一連のセミナー / 政策対話を追求する、及び、
- f. 透明性を高め、漸進的に非関税措置を削減するための最善の慣行を策定するための研究を行う。

(注3) これらの非関税措置には、輸出入に係る数量制限及び輸出入の禁止、輸出入に対する課徴金、最低輸入価格、裁量的な輸出入許可、輸出自主規制、及び輸出補助金が含まれるが、これらに限られるものではない。

3. サービス

目的

APECメンバーは、サービスに係る作業のためのAPEC政策フレームワークに従い、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易及び投資を達成する。

- a. サービスの貿易の市場アクセスに対する制限を漸進的に削減すること。
- b. サービスの貿易について、漸進的に、とりわけ最恵国待遇(MFN)及び内国民待遇を供与すること。
- c. サービスの貿易について、被規制部門において、規制及び規制手続きの公正かつ透明な発展、採用、適用を供与する。
- d. 電子商取引がサービスの提供と消費に果たす役割を認識すること。

ガイドライン

各 A P E C メンバーは、

- a . サービスの貿易に関する W T O の交渉に積極的かつ活動的に貢献する。
- b . サービスの貿易に関する一般協定 (G A T S) の下における市場アクセス及び内国民待遇に関する約束を拡大し、適切な場合には最恵国待遇の免除を撤廃する。
- c . 適切な場合には、「サービスの貿易及び投資における自主的自由化及び円滑化並びに経済・技術協力のためのメニュー・オブ・オプション」を実施するために更なる行動に着手する。
- d . 規制及び規制過程、公正かつ開かれた規制の適用並びに適用の迅速な検討に対し、関係者に参加の機会を提供するよう努力する。
- e . 就中、インフラストラクチャーの強化、先進技術使用の促進及び人材開発により、サービスを提供するための A P E C における能力構築のための努力を支援する。

共同行動

A P E C メンバーは、電気通信、運輸、エネルギー及び観光部門 (注 4) におけるサービスに関し以下の共同行動をとるとともに、その他の部門における共同行動を引き続き模索する。

(注 4) 以下の共同行動は、各々の部門でとられている自由化及び円滑化関連活動を明示するため、アネックスに記載されている、サービス面での実質的な進展が見られる部門の作業部会の行動計画から抜粋されたものである。これらの部門の活動は第 2 部において扱われる。

電気通信

カンクン宣言に従い、A P E C メンバーは、

- a . 国内、域内及び世界レベルでのデジタル・ディバイドを解消し、この努力においてビジネス / 民間部門と協力及び協同するために作業する。
- b . インターネット・サービスのための国際料金取決めに関する A P E C 原則に従い、A P E C メンバー間における収斂されたインターネット・サービスの提供において、交換される物品及びサービスの価値を評価し、見返りを与えるため、適切な手法により、ビジネス / 民間部門と政府の間の議論を促進する。
- c . 国内及び国際電気通信及び情報産業の競争的な市場を支援する効果的な政策の開発を促進する。
- d . 電気通信機器適合性評価に関する相互承認取決め (M R A) の実施の速度を加速させる。
- e . 電子商取引への理解を一層促進させる政策及び規制環境を確保するため作業する。

- f . 自主的な時間的枠組みの中で、A P E C 相互接続原則を実施し、相互接続に係る更なる議論の必要性について協議する。
- g . 相互運用性を支援する開かれた基準及びシステムに対する利用者側の要求に配慮する。

更に、A P E C メンバーは、適切な場合、以下に従うことを奨励される。

- 1 . W T O 電気通信規制原則参照文書
- 2 . 情報技術製品関税撤廃合意 (I T A)
- 3 . 国際 V A N サービス (I V A N S) の貿易に関するガイドライン

運輸

A P E C メンバーは、

- a . より競争的な航空サービスに向けての 8 つのステップを自主性に基づいて実施し、またボゴール目標に従って航空サービスを自由化するための更なるステップを特定することにより、首脳による 1 9 9 5 年の「オークランド・チャレンジ」に応えるとともに、高級実務者会合を通じて閣僚に年次進捗報告を提出する（注：このプロジェクトの内容には、更なる進捗に応じ第 2 部経済・技術協力の項目に当てはまるものもあり得る）。
- b . 2 0 0 5 年までに、海運及び港湾政策の透明性を向上させることを通じ、効率的、安全でかつ競争的な域内の海運送及び港湾部門の事業環境を育成させる（注：このプロジェクトの内容には、更なる進捗に応じ第 2 部経済・技術協力の項目に当てはまるものもあり得る）。
- c . 道路輸送調和プロジェクトを完成し、国連欧州経済委員会における協力を通じ、自動車製品の検定についての相互承認取決めの策定及び各エコノミーにおける自動車に係る規制の調和を奨励する。
- d . 国際輸送及び貿易に関連した重要なメッセージについて、紙による書類の要求（規制に係るもの及び業務に係るもの）を 2 0 0 5 年までの可能な限り早期に排除すべく努力する。

エネルギー

A P E C メンバーは、今後 5 年間に亘る作業の指針となる、近年採択された、将来の方向性に係る戦略的計画のビジョン、目的及び戦略的テーマと整合的な、1 9 9 6 年のシドニー会合において A P E C エネルギー大臣が採択した 1 4 の非拘束政策原則を発展させ、また、これに基づいて作業することにより、

- a . 以下によりエネルギー部門における貿易・投資を円滑化する。
 - (i) 就中、エネルギー部門への投資に対する障壁が何であるか及び如何にして障壁を除去するかについての情報を提供する、「A P E C におけるエネルギー関連ミクロ経済改革の実行側面の強化」に関する最新の研究の結果に対応する。

- (ii) エネルギー市場規制緩和のためのミクロ経済改革政策の幅広い経済的影響を分析する。
 - (iii) APECメンバーにおける送電網の相互接続への障壁（政策的、技術的、規制上の、及び法的なもの）の特定に、適切に対応する。
 - (iv) 実施戦略を積極的に遂行し、エネルギー市場の更なる改革を支援するため、実施円滑化支援チーム（IFAT）の利用を検討する。
 - (v) エネルギー市場に影響を与える重要な課題に関するメンバー間の政策対話を強化する。
 - (vi) メンバーの持続可能な経済発展及び成長のため、再利用可能エネルギーの利用促進を模索する、APEC 21世紀再利用可能エネルギー開発イニシアティブを支援する。
 - (vii) エネルギー作業部会ビジネスネットワーク（EBN）を通じ、ビジネスからの一層戦略的なインプットを、長期的に奨励する。
- b. APECエネルギー効率性試験手続調整官の設置を支援することにより、エネルギー性能試験手法及びエネルギー性能資格が異なることにより生じる貿易への障壁を削減することを模索する。
- c. エネルギー市場の機能、エネルギー効率及び省エネ、エネルギー源の多様化、並びに再生可能エネルギーの開発及び導入についての改善、石油備蓄や石油生産増強といった短期的な対応策の強化、そして石油に代わる輸送用の代替燃料の開発を目的とした、エネルギー・セキュリティ・イニシアティブを策定及び実施することにより、域内のエネルギー安全保障を強化する。

観光

APECメンバーは、

- a. 以下により観光ビジネス及び投資への障害を除去する。
- (i) 技能、訓練及び労働の移動性を促進及び円滑化する。
 - (ii) 観光及び関連部門に対する生産的な投資を促進及び円滑化する。
 - (iii) 観光ビジネス及び投資に対する規制上の障害を除去する。
 - (iv) サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下、観光に関連するサービスの貿易の自由化を奨励する。
- b. 以下によりAPEC域内における訪問客の移動性並びに観光関連物品及びサービスへの需要を高める
- (i) 訪問客のための継ぎ目のない旅行を円滑化する。
 - (ii) 訪問客の経験を強化する。
 - (iii) 地域間及び域内の取引機会及び協力を促進する。
 - (iv) 観光ビジネスのための電子商取引を円滑化及び促進する。
 - (v) 訪問客の安全及び保安を強化する。
 - (vi) 訪問客に対する設備及びサービスの提供に対し、無差別のアプローチを促進する。
- c. 以下により観光の成果及び影響を持続可能な手法で管理する。

- (i) 自然環境への認識及び理解を実証し、環境保護に努力する。
 - (ii) 特に中小企業、雇用及び開かれた持続可能な観光市場の提供について、観光部門における環境面で持続可能な開発機会を促進する。
 - (iii) 観光の管理及び開発における性別の含意に特に配慮しつつ、受入側共同体の社会正義を保護する。
 - (iv) 我々の天然及び国内の文化遺産とともに、地域及び土地固有の文化を認識、尊重及び保護する。
 - (v) 観光の管理及び開発における能力構築を強化する。
- d. 以下により観光は経済及び社会発展の手段であるとの認識及び理解を増進する。
- (i) 他の観光機関の活動と整合性をとりつつ、重要な観光関連統計収集のための方策を調和させる。
 - (ii) メンバー間の観光関連情報の交換を円滑化する。
 - (iii) 持続可能な成長の促進に関し、メンバーにおける観光の役割の包括的分析を促進する。
 - (iv) 新たな課題を特定し、A P E C観光憲章に関するソウル宣言の実施を支援するため、観光関連事項の集積知識ベースを拡大する。

4. 投資

目的

A P E Cメンバーは、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた投資を達成する。

- a. とりわけ、最恵国待遇及び内国民待遇の漸進的な供与並びに透明性の確保により、それぞれの投資制度及びA P E C全体の投資環境を自由化すること。
- b. とりわけ、投資機会に関する情報交換を含む技術支援及び協力を通じ、投資活動を円滑化すること。

ガイドライン

各A P E Cメンバーは、

- a. 上記の目的を達成するため、当初の枠組みとしてW T O協定、A P E Cの非拘束的な投資原則、各A P E Cメンバーが関係する他のいかなる国際協定及び投資の自由化及びビジネスの円滑化のためのメニュー・オブ・オプションを含む、A P E Cにおいて策定され共通に合意されたいかなるガイドラインをも利用し、例外及び制限を漸進的に削減又は撤廃する。
- b. A P E Cの二国間投資協定のネットワークの拡大を探求する。
- c. 投資機会の認識の促進、投資に資する市場アクセスの拡大、キャパシティ・ビルディング及び技術協力活動の着手、メニュー・オブ・オプションにある措置の実施を通してアジア太平洋地域における投資フローを促進する。
- d. 健全かつ持続可能な経済成長とアジア太平洋地域の経済発展のために、ニュ

一・エコノミーを支援する投資形態と活動を含め、新たな投資形態と活動を取り入れる方法を検討する。

共同行動

A P E Cメンバーは、

1. 透明性

短期

- a. 以下の方法により、A P E Cの投資環境を透明化する、
 - () 投資環境に関するA P E Cガイドブックをアップデート
 - () 投資規制と投資機会に関するソフトウェアネットワークを構築する
 - () 統計報告とデータ集計の形態を改善する
 - () メンバー・エコノミー間で、投資政策立案に関する理解を増進する

2. 政策対話

短期

- b. A P E Cの投資環境を改善するため、A P E Cビジネス・コミュニティとの対話を促進する
- c. 世界的及び地域的な投資問題を扱う国際機構との対話を継続する

3. 研究及び評価

短期

- d. WTO 協定実施セミナーを踏まえ、トレーニングを定義し実施する
- e. アジア太平洋地域の経済発展における投資の自由化の役割を評価に着手する
- f. 投資に関連する既存のサブ・リージョナルな協定間のあり得る共通要素を研究する

中期

- g. 自由で開かれた投資に対するA P E Cの理解を改善する

長期

- h. 他の国際フォーラムにおける発展とともに、中期に渡るA P E C自身の進展に鑑み、投資に関するA P E C規模の規律を形成することの利点を評価する
- i. アジア太平洋地域におけるより望ましい投資環境の形成を目指して、二国間、地域、多国間の投資ルールを作成することの長所及び短所を研究する

4．円滑化

短期及び継続

- j. 実効的な円滑化イニシアティブを以下の方法により実施する、
- () 電子商取引に関連する投資も含め、投資に対する障害を削減するための漸進的な作業
 - () A P E C エコノミーを強化するためのビジネス円滑化措置の実施
 - () A P E C エコノミー域内における投資フロー増進のための投資の促進及び円滑化活動の開始

5．経済技術協力

短期

- k. アジア太平洋地域において現時点で必要とされる技術協力を見極め、A P E C の投資目標の実現に向けて、A P E C エコノミーを支援するトレーニング・プログラムを準備する。

6．人材養成イニシアティブ

- l. 人材養成に貢献する新たな活動を実施する

7．メニュー・オブ・オプション

- m. メニュー・オブ・オプションを継続的に改善する

5．基準（注5）及び適合性

目的

APEC メンバーは、APEC の基準及び適合性の枠組みに関する宣言、W T O 協定に含まれる貿易の技術的障害に関する協定（T B T 協定）及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定（S P S 協定）に従い、以下のことを行う。

- a . APEC メンバーの国内規格の国際規格への整合化。
- b . 国際標準化活動への積極的な参加。
- c . A P E C 域内における技術的規制の準備・採用及び適用のための良き規制慣行の促進。
- d . 強制分野及び任意分野における相互承認取決めを含めた適合性評価に関する承認の達成。
- e . 強制分野及び任意分野の双方における相互承認取決めへの広範な参加を促進するため、技術インフラストラクチャーの整備・拡充に関する協力を促進。
- f . A P E C メンバーの基準及び適合性評価の透明性の確保。

ガイドライン

各 A P E C メンバーは、

- a . この目的の達成に向けて S C S C が特定する短中期的な整合化の優先分野に

において、国内規格の国際規格への整合化を継続して行う。

- b. 国際標準化機関が行う国際標準化活動に積極的に参加するとともに、これらの機関の規則及び手続に従い、APECメンバー内に存在する関連機関が国際標準化機関に参加することを促進する。
- c. 情報技術製品の貿易円滑化の推進を検討する。
- d. 以下のことを通じ、強制分野における相互承認取決めを含めた適合性評価の承認取決め（注7）に参加する。（注6）
 - 後の段階で複数国間取決めの基礎を提供し得る多数の部門に関する二国間承認取決めの策定。
 - 特定の部門に関する複数国間承認取決めの策定。
- e. APECメンバー内に存在する関連機関に対し、5つの地域専門機関（注8）の作業計画への参加、及び任意分野における相互承認取決めを含めた適合性評価の承認取決め（注7）への参加を奨励する。
- f. 強制分野及び任意分野の双方における承認取決めへの広範な参加を促進するため、APECメンバーの技術インフラストラクチャーの水準を向上及び維持するとともに、SCSCは、この目的の達成に向け、必要な場合には、計量及び試験体制改善のための経済・技術協力を通じた技術インフラストラクチャーの整備・拡充、及び人員の訓練を支援する。
- g. 出版、電子ホームページ及びこれら手段の入手可能性に関する広報を通じて、規格及び適合性要件に関する情報の普及を促進することにより、APECメンバーの規格及び適合性要件の透明性を向上させるよう引き続き努力する。
- h. 以下の条約に、これらの条約の規則及び手続に従い、参加することを検討する。
 - メートル条約
 - 国際法定計量機関（OIML）条約

共同行動

APECメンバーは、基準及び適合性に関し、以下の4分野において共同行動をとる。

国際規格への整合化

APECメンバーは、

- a. 国際規格への整合化に関する追加的な優先分野を引き続き特定する。
- b. APECメンバーの整合化計画における進展状況の報告を引き続き毎年行う。
- c. APECメンバーの整合化に関する包括的なレビューを2005年に行う。
- d. 国際標準化活動への積極的な参加を引き続き促進する。

良き規制慣行

APECメンバーは、

引き続き、良き規制慣行のデータベースの内容を更新するとともに、特に、成果

主義に基づいた規制、特定分野の良き慣行について焦点をあてたケーススタディ及びセミナーのプログラムを通じて、APEC域内における規制慣行を強化する手段につき調査する。

適合性評価の承認

APECメンバーは、適当な場合には、関連する地域専門機関と協力しつつ、以下のことを行う。

- a. 相互承認取決めの実施及び活用をレビューすること。
- b. 適合性評価の結果に関する承認を促進するためのメカニズムを引き続き検討すること。
- c. 食料及び食品分野の適合性評価に関するAPEC相互承認取決め、玩具の安全性に関する情報交換取決め、食品分野のリコールに関するAPEC情報交換取決め、電気及び電子機器の適合性評価に関するAPEC相互承認取決めについて、特に、情報技術管理システムの採用の可能性を検討することによる、効率性のレビュー及び改善を行うこと。
- d. 先進工業メンバーの場合には2005年までに、開発途上メンバーの場合には2008年までに、情報技術製品の貿易円滑化に関する作業計画を実施すること。
- e. 2005年までに、任意分野における相互承認取決めのネットワークの構築及び同ネットワークへの参加を奨励すること。

技術インフラストラクチャーの整備・拡充に関する協力

APECメンバーは、

- a. 中期技術インフラストラクチャー整備計画の実施のためのプロジェクトを企画する。
- b. 2005年以降に、上記計画の実施に関する包括的なレビューを行う。

透明性

APECメンバーは、

- a. APECホームページに掲載された基準・適合性の情報に関するAPECのコンタクト・ポイントを更新する。
- b. 規制当局者（オペレーター）及びその活動・サービスにより提供された適合性評価に関するデータベースを開発及び普及するとともに、適合性評価に関するAPEC協力センターを設立する。
- c. 食品貿易についてのコンタクト先要覧を含む、適当かつ入手可能なインフォメーション・データを維持することにより、規制の制度と基準の透明性を促進する。

その他の活動

APECメンバーは、

- a. 相互に合意した目的に関するコミットメント声明に従い、地域専門機関と緊

密な協力を継続する。

- b . 貿易の技術的障壁及び衛生植物検疫措置に関し、W T Oの委員会における進展を監視するとともに、W T O関連の能力構築に関する戦略的A P E C計画を実施するためのプロジェクトを企画する。
- c . 他のA P E Cフォーラとの連携を強化する。
- d . アジェンダの合理化、優先付け、他のフォーラとの連携強化を通じ、S C S Cの改革を実施する。

(注5)「基準(規格)」には強制規格及び任意規格が含まれる。この文書において、「基準(規格)」という用語は、T B T協定及びS P S協定において対象とされている事項に一般的に言及する際に用いられる。

(注6)全てのメンバーが、相互承認取決めへの全面的な参加を可能にする必要な技術インフラストラクチャーを有しているわけではないことが認められる。そのため、メンバーの技術インフラストラクチャーを強化するためのA P E Cメンバー間の協力が必要とされる。

(注7)「相互承認取決め」という用語は、必ずしも法的拘束力を有する国際義務を生じさせる文書を意味しない。

(注8) アジア太平洋試験所認定協力 (APLAC)
アジア太平洋法定計量フォーラム (APLMF)
アジア太平洋計量プログラム (APMP)
太平洋認定協力 (PAC)
太平洋地域標準会議 (PASC)

6 . 税関手続

目的

A P E Cメンバーは、以下により、アジア太平洋地域における貿易を円滑化する。

- a . 税関手続を簡素化し及び調和させる。
- b . ニュー・エコノミーの発展に沿って、生産性向上の手段として技術と電子商取引の使用を奨励する。
- c . テロリズムに対抗するために、モノ及び人の移動における国境を越えた協力を強化する。

ガイドライン

各A P E Cメンバーは、以下により、上記の目的の達成に向けた行動をとる。

- a . 以下により、税関手続小委員会の行動プログラムの戦略的方向性に沿う。
 - 上記の行動プログラムの指導原則(F A C T S : 円滑化、責任、一貫性、透明性、簡素化)を十分に考慮する。
 - 貿易円滑化に関するA P E C原則を認識する。
 - 生産性を向上させるための道具として、情報通信技術を利用する。

b. テロ対策に関する首脳声明に沿う。

共同行動

APECメンバーは、税関手続に関し、以下の分野において共同行動をとる。

関税分類の調和

APECメンバーは、2002年版商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の原則を2002年までに採用し又は遵守することにより、関税分類を調和させる。

情報の一般的入手可能性

APECメンバーは、媒体、出版、ウェブサイト等により、税関に関する法令及び規則に加え、行政上のガイドライン、手続及び決定に関する情報を引き続き一般に入手可能とする。

改正京都規約に基づく簡素化及び調和

APECメンバーは、1999年に世界税関機構（WCO）により改正された税関手続の簡素化及び調和に関する国際規約（改正京都規約）の原則を採用し又は遵守することにより、税関手続を簡素化し及び調和させる。

UN/EDIFACTを通じたコンピュータ化及びペーパーレス貿易

APECメンバーは、UN/EDIFACT基準を採用しかつ支持することにより、税関手続のコンピュータ化を推進し、ペーパーレス貿易を実現するために、税関において必要とされる書類を削減し又は撤廃するよう努力する。

WTO協定との整合化

APECメンバーは、

- a. 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（WTO関税評価協定）の原則を採用し又は遵守することにより関税評価制度を調和させるとともに、可能な場合には技術支援を通じ更なる前倒しを奨励する。
- b. 国境取締りに関し、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPS協定）の原則を採用し又は遵守することにより知的所有権を保護するとともに、可能な場合には、技術支援を通じ更なる前倒しを奨励する。

不服申立規定

各APECメンバーは、明確な不服申立規定を導入し及び改善する。

事前教示制度

APECメンバーは、関税分類に関する事前教示制度を導入し及び改善する。

一時輸入

APECメンバーは、適切な場合には、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）に加入する等の行動をとることにより、貨物の一時輸入のための便宜を供与する。

リスクマネジメント手法

A P E Cメンバーは、税関当局が高い水準の国境取締りを維持しつつ、合法的な貿易及び人の往来を円滑なものとするようにするため、2002年までにリスクマネジメント手法を導入する。

情報通信技術

A P E Cメンバーは、インターネットを含む情報通信技術を税関の通関手続に適用するとともに、可能な場合には、貨物の通関手続のためのワンストップサービスを提供する。

共通のデータ要素

A P E Cメンバーは、国際貿易を円滑化するため、W C Oが支援する国際基準に基づく貨物の通関処理のための共通のデータ要素をA P E Cメンバー間で調和させることの実現可能性を探求する。

急送貨物

A P E Cメンバーは、急送貨物業界と協力して作業を行いつつ、W C O即時引取りガイドラインに含まれる原則、すなわち急送貨物の通関のための国際的標準手続を実施する。

職員規律

A P E Cメンバーは、税関システムの職員規律の水準を引き上げるプログラムを実施する。

税関とビジネスの協調

A P E Cメンバーは、恒久的かつ定期的な連絡 / 協議チャンネルの確立及びビジネス部門の関係者との了解覚書又は協力取極文書への署名による相互のパートナーシップの構築を通じ、税関とビジネス部門の協力と対話を可能にする。

共通の実地調査

A P E Cメンバーは、共通の尺度の必要性を認識しつつ、貨物の通関の所要時間に関する共通の実地調査の実施に向けて作業する。

実施、技術協力及び人材養成

A P E Cメンバーは、上記の共同行動を支援するため、W T O関税評価協定、T R I P S協定、原産地規則協定 (R O O) 等の税関手続に関連する協定の実施に特に重点を置きつつ、実施計画並びに技術支援及び人材養成を調整するための枠組みを策定する。

ビジネス / 民間部門との対話の促進

A P E Cメンバーは、税関に関連する貿易慣行の改善を支援するため、各メンバー内のビジネス / 民間部門 (輸入業者、輸出業者、通関業者、運送業者等) との対話を促進する。

テロ対策

A P E Cメンバーは、税関相互支援協定の促進及び既存の税関ネットワークの使用などの様々な手段により、A P E C首脳声明を支持してテロ対策協力を促進するための提案を進展させる。

7. 知的所有権

目的

A P E Cメンバーは、

- a. T R I P S協定の原則に準拠して、
 - 知的所有権に係る立法、行政及び行使を含む適切かつ効果的な保護を確保し、
 - A P E C地域における知的所有権制度の調和を促進し、
 - 公衆の啓蒙活動を強化し、
 - 知的所有権保護をより一層改善し、メンバーの社会的・経済的利益のため知的所有権を活用するという視点から、新しい知的所有権政策問題に関する対話を促進する。
- b. 創造的な努力を促進し、オン・ライン活動を奨励する法的枠組みを構築し、
 - 様々な権利と著作権保有者、使用者、配布者のバランスを確保し、
 - オン・ライン上の知的財産権侵害への責任の観点から、情報提供者及びI S Pを含む全ての利害関係者間に適切なバランスを構築し、
 - 正当な情報へのアクセスに関するコミュニティの利益を犠牲にすることなく革新への誘因を提供する等の手段により、
ニュー・エコノミーの急速な成長と発展から生じた知的財産権に関する諸問題に対処する。

ガイドライン

各A P E Cメンバーは、

- a. 知的所有権が迅速、簡潔及び費用効果的な手続きを通じて付与されることを確保する。
- b. 知的所有権の侵害に対し、適切かつ効果的な民事上及び行政上の手続き及び救済処置が利用可能であることを確保する。
- c. T R I P S協定に従った適切な知的所有権保護を確保するため、特許調査及び審査、コンピューター化並びに人材養成等の分野との関連において二国間技術協力を供与し拡大する。

共同行動

A P E Cメンバーは、次の共同行動を行う。

- a. 知的所有権政策対話の深化
- b. 簡易・迅速な権利取得への補助
 - () 知的所有権関連の国際制度への参加・促進
 - () 国際的に調和された知的所有権制度の確立
 - () 調査及び審査面の協力

- c . 知的所有権に関連する手続きの電子化
 - () 電子出願システム
 - () 電子手段による情報の普及
- d . 新分野における知的所有権の適切な保護
 - () バイオテクノロジー関連発明及びコンピューター関連発明
 - () 地理的表示の保護
 - () 電子商取引
- e . 知的所有権制度運用の改善のための協力
- f . 知的所有権行使のための効果的な制度の確立
 - () 権利行使ガイドラインの策定
 - () 知的所有権侵害に関する情報交換
 - () その他のフォーラ / 組織との協力
- g . A P E C メンバーにおける知的資産管理の促進
- h . 知的所有権意識の高揚策
- i . 適切な知的所有権保護を通じた技術移転の促進

8 . 競争政策

目的

A P E C メンバーは、グローバル化とニュー・エコノミーの発展による利益と挑戦及び情報通信技術へのより良いアクセスを通じたデジタル・ディバイドの解消を考慮に入れ、アジア太平洋地域の消費者の利益を増進するために、以下により、競争的環境を向上させる。

- a . 効率的、適切、かつ透明性の高い競争政策及び / 又は競争法とそれに付随する執行政策を導入、維持すること。
- b . A P E C メンバー間で協力関係を強化すること。それによって、特に、効率的な市場の機能、生産者および交易者間の競争、消費者利益を最大化すること。
- c . グローバル化とニュー・エコノミーの影響をより良く理解するために、キャパシティ・ビルディングと技術協力による能力向上を通じて、競争政策当局の機能を強化すること。

ガイドライン

各 A P E C メンバーは、

- a . それぞれの競争政策及び / 又は競争法並びにこれらの執行につき、「競争と規制改革を促進するための A P E C 原則」に留意し、見直しを行う。
- b . 競争のプロセスの保護と消費者利益、技術促進、経済効率及び開かれた市場の促進を確保するために、競争政策及び / 又は競争法（情報通信技術やその他の新技術へのアクセスの障害となる反競争的習慣の禁止を含む。）を実施する。
- c . 実行されている競争を促すための努力はいかなるものも公開する。（例えば

包括的・部分的な競争法の制定)

- d. 政策の開発、法案作成及び適切な執行機関の構成・権力・機能に関する適切な技術協力を実施する。
- e. デジタル・ディバイドへの取組みも含め、他のAPECメンバーとの適切な協力関係を構築する
- f. ニュー・エコノミーの発展を支援し、市場の効率的な作用を確保するために、更に適切な手段を講じる。

共同行動

APECメンバーは、

- a. 以下について情報を収集し、対話を促進し研究する。
 - () 各メンバーの競争政策及び/又は競争法並びに行政手続の目的、必要性、役割及び運用。これにより、競争政策に関するデータベースを構築する。
 - () アジア太平洋地域における貿易及び投資の流れに影響を与える競争政策の問題。
 - () それぞれのAPECメンバーの競争政策及び/又は競争法の適用範囲からの免除又は例外。ただしそれぞれの例外は正統かつ明確に特定された目標を達成するため必要最小限のものであることを確保するためのものとする。
 - () 競争政策に責任を有する公務員の交流及び訓練プログラムを含む、資源の活用可能性にも留意した技術支援及び技術支援のための様式の領域。
 - () 競争政策及び/又は競争法と、貿易及び投資に関連する他の政策との相互関係。
- b. APECメンバーと関連する国際機関との間の競争政策対話を深化させる。
- c. APECのビジネス・コミュニティにおいて競争政策及び/又は競争法並びに行政手続きについての理解を引き続き発展させる。
- d. 競争文化を育成するため、各々の政府及び国民の範囲内で、競争政策及び/又は競争法に対する理解の増進を継続する。
- e. 情報の交換、通知及び協議に関して、APECエコノミーの競争政策実施機関の間での協力を奨励する。
- f. 自由で開かれた貿易、投資及び競争を促進する、貿易と競争にかかる法令、政策及び手段の利用に貢献する。
- g. すべてのAPECメンバーに対し、「競争と規制改革を促進するためのAPEC原則」の実施を奨励する
- h. 「競争と規制改革を促進するためのAPEC原則」の実施においてメンバーを支援するため、能力構築プログラムを実施する。

9. 政府調達

目的

A P E Cメンバーは、

- a . 政府調達政策及び制度並びに各 A P E Cメンバーの政府調達慣行についての共通理解を発展させる。
- b . ボゴール宣言の原則と目的に従って、アジア太平洋地域全体において政府調達市場の自由化を達成するとともに、その過程において他の多角的フォーラムにおける政府調達に関する作業の進展に貢献する。
- c . 政府調達処理のための電子的手段の利用を増加させ、それを行う上で電子商取引へのより広範な理解促進に努める。

ガイドライン

各 A P E Cメンバーは、

- a . 政府調達制度及び政府調達情報の透明性を向上する。
- b . 可能な場合には、政府調達情報データベースを構築し、共通のエントリー・ポイントを通じて情報を提供する。
- c . 政府調達制度と政府調達制度に関する A P E C非拘束原則(透明性、V F M、開放的効果的競争、公正な取り扱い、説明責任と適正手続き、無差別待遇)との整合性につき、自主的に、見直し、改善のための適切な手段を講じる。
- d . 可能な分野において電子手段を通じた政府調達を提供し、促進する。

共同行動

A P E Cメンバーは、

- a . A P E Cメンバーの既存の政府調達制度、及び政府調達情報の出版に関する情報交換を行うため、アンケート調査を利用する。
- b . 継続中の上記情報交換を促進するため、コンタクト・ポイントを維持する。
- c . 政府調達に係る手続き、法律、規則、地域協定及び複数国間協定並びに政府調達に関する技術発展の影響に関するワークショップ、セミナー、訓練コースを開催する。
- d . 調達機会に関する情報、及びメンバーの自主的参加のための共通のエントリー・ポイント(インターネットにおけるワールド・ワイド・ウェブ(W W Wホームページ等)の提供を含む、A P E C政府調達情報データベースを構築することを奨励する。
- e . メンバーの政府調達制度と政府調達に関する A P E C非拘束原則との整合性及びメンバーの政府調達制度の改善点の報告を継続する。

1 0 . 規制緩和 / 規制の見直しと改革

目的

A P E Cメンバーは、とりわけ、以下により、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易及び投資を円滑化する。

- a . 規制制度の透明性を強化する(新技術の使用を通じた手段を含む)。

- b. 貿易・投資・競争を阻害又は制限し、正当な目的を達成するのに不必要な国内規制を削減する。
- c. 物品、労働、資本の各市場の効率的かつ正常な機能及びそれを支える制度的枠組みを促進するような規制改革を加速する。

ガイドライン

各 A P E C メンバーは、

- a. 貿易・投資・競争を阻害又は制限する国内規制を、透明かつ適切に認定し、見直しを行うための広範な手続きを探究する
- b. 正当な目的の達成のために規制をする場合にも、規制による阻害とその阻害がもたらすコストを削減するため、規制改革の採用を考慮する
- c. 規制改革における競争政策の考慮を促進する

共同行動

A P E C メンバーは、A P E C の活動の他の分野で達成された成果を考慮しつつ、

- a. 国内規制の枠組みを緩和するために A P E C メンバーによってとられる行動の詳細を、年間報告として公表する
- b. 上記の報告を考慮し、以下のような更なる行動を展開する、
 - () 規制緩和の方法の計画・実施支援のための個別のケース・スタディの活用も交えた、最も効果的な規制緩和の実施のための A P E C メンバーの経験に関する政策対話。この政策対話では作業計画のための以下のような更なるオプションを考慮する、
 - 規制緩和の一般的な優先分野・部門を特定する
 - 規制緩和の方法の計画及び実施における技術協力の供給
 - 国内の規制緩和に関する A P E C ガイドライン構築の可能性の調査
 - () 開催可能なシンポジウム等、ビジネス共同体との定期的な対話

1 1 . W T O 義務の履行 (原産地規則を含む)

目的

A P E C メンバーは、W T O 協定の文言及び精神に完全に整合的な方法で、合意された時間的枠組みの中でウルグアイ・ラウンドの成果の完全かつ効果的な実施を確保する。

原産地規則について、A P E C メンバーは、

- a. 関連する国際フォーラムにおいて採択される国際的に調和された原産地規則の完全な遵守を確保する。
- b. それぞれの原産地規則が、公平、透明及び中立的な方法で作成及び適用されることを確保する。

ガイドライン

WTO協定について

- a . WTOに加盟している各APECメンバーは、それぞれのウルグアイ・ラウンドでの約束を完全かつ誠実に実施する。
- b . WTO協定への加入の過程にある各APECメンバーは、WTO協定に整合的にそれぞれの貿易及び投資制度を自由化する自主的な措置を通じ、APECにおけるウルグアイ・ラウンド合意の実施のための行動に参加することができる。
- c . 各APECメンバーは、ウルグアイ・ラウンドの成果の実施を自主的に前倒しし、これらを深化させ、拡大させる。

原産地規則について

各APECメンバーは、

- a . それぞれの原産地規則を、WTO及びWCOにおける作業過程の結果採用される国際的に調和された原産地規則に整合化させる。
- b . 原産地規則の、予見可能で一貫した適用を確保する。

共同行動

APECメンバーは、

- a . ウルグアイ・ラウンド実施セミナー及び他の適切な手段を継続的に利用することによって、
 - (i)WTO協定の規定及びその下での義務についてのAPECメンバーの理解を向上させる。
 - (ii)WTO協定の実施に際し遭遇する実務的問題、及びAPECメンバーが技術支援を必要とする可能性のある分野を特定する。
 - (iii)実施においてかかる技術支援を供与するための協調的な努力を探求する。
- b . ウルグアイ・ラウンド実施セミナーを引き継ぐ作業に関する提案の実施を検討する。
- c . 上記セミナーにおける議論に基づく技術支援を実施する。これは実施に当たり広く存在する問題を対象とし、WTO事務局及び他の関連国際機関と協調して行われる協力的な訓練プロジェクトを含む。

原産地規則について

APECメンバーは、

- a . WTOにおけるこの分野の作業との重複を避けつつ、APECメンバーの各々の非特惠及び特惠原産地規則並びにその運用に関する情報を収集し、意見交換を行い、ビジネス / 民間部門による利用のために原産地規則の概説書を作成する。
- b . 短期的に、非特惠原産地規則の調和に関するWTO及びWCOの作業を促進し、補完し、かつ加速化する。

- c. 原産地規則に関する慣行の積極的及び消極的な側面及び効果をより長期的に特定するとの観点から、然るべき時期に、貿易及び投資の自由な流れに対し原産地規則が持つ影響について研究する。

1.2. 紛争解決

目的

A P E Cメンバーは、

- a. W T O協定及び他の国際協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすことなく、また、W T Oの紛争解決手続との重複を避けるとともに、当該手続きを損なうことなく、対立及び紛争拡大の回避に資する方法により相互の違いを解決するとの観点から、メンバーが早期に、かつ強制的に紛争に対処するよう奨励する。
- b. アジア太平洋地域における民間の主体と政府との間、及び民間当事者間の紛争を時宜を得た形で効果的に解決するための手続の利用を促進し、かつ奨励する。
- c. 安定的でかつ予測可能なビジネス環境を促進するため、貿易及び投資に係る紛争を減少させ、回避するとの観点から、政府の法律、規則及び行政手続の透明性の向上を確保する。

ガイドライン

各A P E Cメンバーは、

- a. 仲裁協定の相互的かつ効果的な執行並びに仲裁判断の認定及び執行を図る。
- b. 貿易及び投資に関連するすべての法律、規則、行政ガイドライン及び政策を、迅速、透明かつ容易にアクセス可能な方法で一般に利用可能とするため、適切な措置を講じる。
- c. 貿易及び投資に関連する行政措置のレビュー、及び正当とされる場合にはこれらの措置の訂正を迅速に行うための、適切かつ独立したレビュー又は異議申立手続を策定し及び / 又は維持することにより、国内における透明性を向上させる。

共同行動

A P E Cメンバーは、

- a. A P E Cメンバー間の紛争の解決に関し、
 - () 紛争につながり得るあらゆる事項についての意見交換を含む対話及び理解の増進を促進するとともに、C T Iの「貿易政策対話」等の政策対話を活用し、実際に起きた紛争について、協力的かつ自主的に検討する。
 - () 上記の貿易政策対話又は他のフォーラムの同様の機能が、情報交換、対話の強化及び仲介のためにA P E Cメンバーによっていかに活用され得るかにつき、更に検討する。
 - () A P E Cの自由化及び円滑化の過程の進展に応じ、紛争解決手続の将来の発展の可能性について検討する。

- b. 民間当事者間又は民間当事者とAPECメンバーとの間の紛争解決に関し、
- () アジア太平洋地域における民間当事者対政府の紛争の解決に有用なモデルを提供し得るようなあらゆるサービスの概要を含め、他のAPECメンバーの民間の主体が利用可能な仲裁、仲介、調停サービスのリストをCTIに提供するとともに、これらの情報がアジア太平洋地域のビジネス/民間部門にとって広く入手可能となるようにする。
 - () CTIに対し、上記サービスについての経験に関するコメントを提供する。
 - () 適切な場合には、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約などの、政府と民間の主体との間の紛争の解決のための国際協定に加入する。
 - () 適切な場合には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に加入する。
- c. 透明性に関し、
例えば各APECメンバーにおいて利用可能な仲裁、仲介及び調停サービスに関するガイドブックの出版を通じ、APEC全体に及ぶ透明性を促進する。
- d. 上記の共同行動に関し、進捗に関する報告を勧告とともに作成する。

1.3. ビジネス関係者の移動

目的

APECメンバーは、

- a. アジア太平洋地域における貿易及び投資の活動に従事するビジネス関係者の移動を促進する。
- b. テロリスト対策に関する首脳宣言に配慮し、国境を越える人の移動の円滑化のため、ICT技術の使用を促進する。

ガイドライン

各APECエコノミーは、以下により、上記の目的の達成に向け作業する。

- a. APEC首脳及び閣僚の指示及び声明に従う。
- b. 貿易円滑化に関するAPEC原則を認識する。
- c. ビジネス関係者の移動に関する非公式専門家会合の能力構築基準と年間合意目標と合致する。

共同行動

APECメンバーは、

情報交換

オンラインのAPECビジネス・トラベル・ハンドブック上に掲載される情報の定期的な更新を含め、ビジネス関係者の移動に関する出入国管理体制に関する情報交換を行う。

短期商用の入国

ビジネス関係者について、短期滞在の入国に必要な要件を緩和する。APECメンバーは、自国の出入国管理手続きに従い、以下の一ないし複数のオプションを実施するよう最大限努力する。

(i) 査証免除取決め

(ii) APECビジネス・トラベル・カード制度への参加

(iii) 最低3年間の数次入国査証

ビジネスに係る一時滞在

各エコノミーが定義するシニア・マネージャー、エグゼクティブ、スペシャリストの企業内転勤について、一時滞入手続きの簡素化に関する取決めを実施する。

能力構築（技術協力と研修）

能力構築に必要な不可欠な基準及びベンチマークを開発及び実施するとともに、査証申請及び入国・滞在・出国手続きの簡素化に関する取決めを行うのに必要な能力構築イニシアティブに取り組む。

ビジネス界との対話

APEC地域及びAPECビジネス・コミュニティにとり重要な移動の問題について、APECビジネス関係者の移動作業部会とAPECビジネス・コミュニティとの対話（APECフォーラとの対話を含む。）を引き続き維持する。

14．情報収集及び分析（基礎的作業）

目的

APECメンバーは、とりわけ部門横断的な作業の実施により、個別分野における行動及びAPECメンバーのそれぞれの行動計画を拡大し改善するための堅固な土台を確保する。

共同行動

APECメンバーは、

- a．必要な場合には、貿易及び投資に対する障壁の調査を実施する。
- b．アジア太平洋地域における貿易自由化の影響をレビューし、分析する。
- c．北米自由貿易協定（NAFTA）、ASEAN自由貿易地域（AFTA）、豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定（ANZCERTA）等のサブ・リージョナルな及び二国間の貿易取決めの影響を研究し、監視する。
- d．商品の貿易、サービスの貿易及び直接投資に関するデータベースを作成し、定期的にこれらを更新する。
- e．IMFにより開発されたような、サービスの貿易及び国際投資のデータのた

めの国際基準を採用する。

15. 市場機能の強化

目的

APECメンバーは、以下により、アジア太平洋地域における国際市場での経済の正常な機能を強化する。

- a. 商業及び企業の分野において、公正で透明性が高く、一貫した法の規則の適用を確保する。
- b. 将来の経済危機の危険性を最小限にし、ビジネス界と投資家の信頼と自信を構築するために、経済法制度を強化する。

ガイドライン

経済法制度整備協力フレームワークの規定に基づいて、それぞれの各APECエコノミーは、

- a. 公正で透明性が高く、一貫した法の規則の適用を促進するとの見地から、法律規制あるいは制度や行政手続きの強化を考慮する。
- b. 関連する専門的見地を更新し、効率的かつ理にかなった法律専門家を確保する。
- c. 各エコノミーの取組みに関する情報をAPECフォーラに参考として報告する。
- d. 経済法制度整備についてビジネス界との対話の機会を持ち、それを継続する。

共同行動

APECメンバーは、

- a. 必要な場合には、それぞれの法制度の方向性について話し合うためにセミナーを開催する。
- b. 法制度の企画・立案及び法制度の実施のための人材養成に際し、要請があった場合には協力する。
- c. 国際機関や財務大臣プロセス、各APECフォーラ、特にCPDG（競争政策・規制緩和グループ）と緊密に協力する。